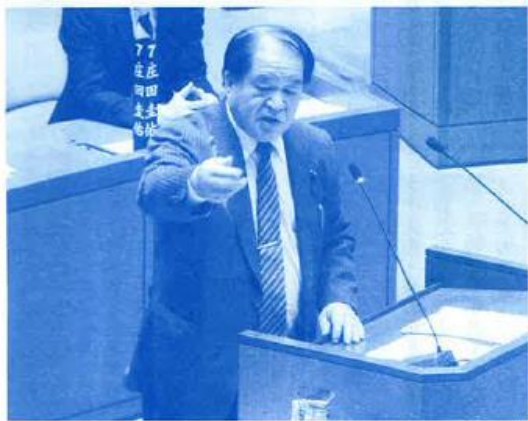


# 放射能汚染物の混焼

## 農業政策の改悪は許されない!!



### 農業問題 農業所得減少の農政改悪

2月定例県議会は2月17日に召集され3月16日までの28日間開かれ、今議会には1兆2,200億円(昨年比10・9%減)の2017年度一般会計当初予算等が提案されました。

新年度予算にはこれまで通院が3歳未満、入院が就学前だった乳幼児医療費の県から市町村への助成が通院・入院も就学前までに拡大されることになり、このため17億円を計上しました(栗原市は18歳まで医療費無料です)。小学校入学支援費は第3子以降の小学校入学準備に費用を助成するもので新規事業です。

条例議案に提出されている国民健康保険運営協議会条例案は国保財政の県一元化に向けて重要事項の審議を行うため設置するものです。国民健康保険は2018年度から財政について県単位になる予定で、現在は市町村ごとに保険料やサービスに違いがあるものをどうしていくか検討が必要になっています。



## くまがい義彦の 県議会報告

第45号  
平成29年3月

《連絡先》  
栗原市築館薬師台4-10  
電話 080-5568-2696  
FAX 0228-22-8218  
ホームページもご覧下さい。

熊谷義彦 代表  
http://www.sdp-miyagi.com/kumagai/

### 乳幼児医療費助成で通院が就学前まで県負担へ

2月定例  
県議会報告

〔答〕 我が県における平成28年度産米の生産数量は、63,600ヘクタールとなり、生産数量目標64,730ヘクタールを1,130ヘクタール下回りましたが、我が県の作況指数が105となったことから、最終的に生産量は目標を上回る結果となっております。

〔問1〕 平成28年度産米の生産数量について、国目標を下回る設定をしたが増収となった理由は何か。また、生産数量を守らない自治体について、国の施策の進めも含めどうか。

また、生産数量目標の達成に向け、国では水田活用の直接支払交付金等により、飼料用米などの戦略作物への誘導・定着を支援するのと同時に、生産数量目標の超過が見込まれる都道府県に對しては、需要に応じた生産がなされるよう、農林水産省幹部が直接訪問し、働きかけが行われております。

県といたしましては、主食用米の全国の需給バランスが確保されるよう、国の積極的な関与について、引き続き要望してまいります。

〔問2〕 生産数量目標に拘束力が無い中、米の生産や売買の自由化を進めることは大きな混乱を招き、農業者や農村に更なる疲弊をもたらしと思うがどうか。

〔答〕 平成30年度以降は、行政による生産数量目標に頼らないで、生産に関わる農業者や集荷業者・団体が中心となって、需要に応じた生産を行うこととしました。

県では、主食用米の需給と価格の安定を図るために、国の関与と、実効性のある推進体制の構築などについて、要望してまいりました。

〔問3〕 国が進める農地の集約化も低米価では破綻が明白で、戸別所得補償制度を復活すべきだ。現行の直接支払交付金制度を廃止した場合の影響についてどうか。

〔答〕 県では、「宮城県水田フル活用ビジョン」に基づき、大豆、麦及び飼料用米の作付拡大や収益性の高い園芸作物への転換を誘導することで、主食用米並の所得が確保されるよう支援しております。

あわせて、主食用米については、「新品種」だて正夢」や「金のいぶき」の戦略的な導入により、みやぎ米のブランド力を強化し、有利販売に努めるとともに、規模拡大や直播栽培などの低コスト技術の導入により、農家所得の向上に向けた支援を強化してまいります。

米の直接支払交付金の廃止により農家所得の減少はあるものの、このような所得確保対策によって、影響が軽減されるようしっかりと取り組んでまいります。

27年11月に、「宮城県水田農業振興会議」を設置し、「平成30年度以降の対応方針」の検討を行い、「宮城県農業再生協議会」において決定することとしております。

県といたしましては、「宮城県農業再生協議会」と一体となり、この対応方針について、生産者まで十分浸透し、協力が得られるよう努めてまいります。

〔問4〕 食料自給率向上への取組についてどうか。(国は放棄)

〔答〕 県では、昨年度見直しを行った「みやぎ食と農の県民条例基本計画」において、産出額や品目毎の生産量を目標として掲げておりますが、この目標達成に向け、米、園芸、畜産のバランスが取れた生産構造への転換を図りながら、県産農畜産物の供給力を増大することが自給率向上に繋がるものと認識しております。

このため、需要に応じた麦、大豆、飼料用米等の計画的な生産を図るほか、水田のフル活用に向けた収益性の高い園芸作物の導入、さらには畜産の振興を図り、持続可能な農業の確立と県民に対して安全で安心できる食料の安定供給に努めてまいります。

生産者を対象とした説明会の開催やリーフレットの配布などにより、対応方針の周知徹底に努めてまいります。

〔問5〕 平成30年度からの生産調整廃止に向けた説明会の開催時期についてどうか。

〔答〕 国においては、米政策の見直しについて、毎年、県及び市町村担当者を対象として説明会を行ってきております。

県においては、今年の4月に開催する「宮城県農業再生協議会」の総会において、「平成30年度以降の対応方針」を決定した後、速やかに、市町村及び農業協同組合などを対象とした説明会を開催することとしてまいります。

### 小学校入学準備支援事業

当初予算額 48,000千円

目的 少子化対策の推進及び子育て家庭における経済的負担の軽減を図るため、市町村が行う小学校入学準備支援事業を支援するもの。

事業概要 (平成29年度新規)

市町村が行う小学校入学準備支援事業に要する経費について補助金を交付するもの。

#### 交付対象等

- ①対象事業
  - 市町村が第3子以降の子を転入する保護者等に対して次の金品を支給する事業
    - イ) 小学校入学用品費
      - 小学校に入学する者が通常必要とする学用品、通学用品その他教育に要する物品又はその購入費(商品券等の金券を含む。)
    - ロ) 小学校入学祝い金
      - 小学校への入学を祝して贈られる金品(商品券等の金券を含む。)
- ②補助率 2分の1
- ③補助対象上限額 子1人につき3万円

いるところでありませう。

# 住民合意なき放射能汚染物処分

**問1** 混焼、堆肥化、すき込み、炭化の処理方法のうち、混焼が最も善とした理由と、他の処理方法のデメリットについてどうか。

**〔答〕** 検討した処理方法は、いずれも減容化という点で一定の効果があるものと考えておりますが、一時保管を解消するためには、単なる減容化ではなく最終処分までを見据える必要があることや、約3万6千トンにもなる廃棄物を安全に、迅速にかつ、大量に処理する必要があることから、県内自治体が保有する焼却施設を活用し、混焼によって処理を進めることが最適と考えたものでございます。

また、堆肥化やすき込み、林地還元については、暫定許容値の範囲内であれば、



栗原市堆肥化実証実験

利用先が確保できる範囲内において十分実施可能と考えており、市町村が独自に取り組むことも可能としたところでございます。

その他の処理方法については、既存施設がほとんどなく、大規模な施設を新たに設置することが困難であることや、処理残さや排ガスの処理、減容化した後の最終処分をどうするのかといった課題があるものと考えております。

## 混焼処分の問題点について

**問1** 住民合意を得るのが困難な実態がありながら、混焼処分を打ち出した理由についてどうか。国との協議経過についてはどうか。

**〔答〕** 廃棄物処理施設は県民の生活にとって必要不可欠な施設である一方、いわ

ゆる「迷惑施設」とされてしまうことも多く、各自治体において、施設を設置運営に日ごろから御苦労されていることは十分に承知しております。

しかしながら、汚染廃棄物の一時保管の解消と速やかな処理が必要であり、県内自治体が置かれている状況を踏まえて検討した結果、県といたしましては、「混焼による広域処理」が最適と判断したものでございます。

国には、放射能濃度の測定や8,000ベクレル以下の汚染廃棄物の処理について、必要な財政的・技術的支援を行うよう要望してきたところでありますが、処理方針案の内容については、あくまでも県として判断したものでございます。

**問2** 県内の汚染廃棄物の保管状況について、ラッピングの状況を含めてどうか。

**〔答〕** 汚染稲わらは、18市町にあり、ラップ等で被覆されたものが、それぞれの一時保管ハウスなどで保管されています。指定廃棄物として国が管理している3市町を除いては、県が主体となり、定期的な点検や必要に応じた補修を行っております。

汚染牧草は、19市町村においてラップ等で被覆された状態で保管されております。このうち7市町では、集中保管されており、その他の市町村では生産者が個別

保管しております。また、生産者が保管している8市町については、東電賠償により、再ラップシート被覆等を実施しております。県は、今後とも市町村と連携し、適正な管理が行われるよう支援に努めてまいります。

**問3** 汚染廃棄物が私有地や公有地に保管されている以上、保管料や迷惑料の名目で損害賠償請求が可能と懸念がどうか。

**〔答〕** 汚染牧草等の保管に伴う損害賠償請求については、土地占有に伴い収入が減少した場合は、損害賠償請求の対象となり得ることですが、いわゆる、保管料や、迷惑料については、支払いの対象とはなっておりません。

なお、賠償請求への対応は、損害の状況について個別に確認しながら協議していくとのこと。

**問4** 県方針で混焼処分をするならば、県として統一した安全協定を結ぶべきだが覚悟はあるか。

**〔答〕** 廃棄物処理施設が所在する地域の住民との間で新たな安全協定等を締結す

るかどうかについては、その必要性も含めて、処理主体である市町村や一部事務組合において判断されるべきであり、県として統一した安全協定を締結する必要はないものと考えております。

**問5** 他県での混焼事例について、我が県が他県に先行して実施すべき理由も含めてどうか。

**〔答〕** 福島県や岩手県が、現在、農林業系廃棄物の焼却処分を進めていることは伺っておりますが、その他の事例については把握しておりません。

県といたしましては、既に県内外で実績がある混焼により、一刻も早く一時保管されている農林業系廃棄物の処理を進め、保管者の負担を解消する必要があると考え、御提案したものであります。

**問6** 仮設焼却処分場の設置について検討はしたのか。また、設置しない理由あるいは検討していない理由はどこか。

**〔答〕** 県の処理方針案を検討する過程において、県が仮設焼却炉を設置して処理することも含め検討いたしました。設置場所の選定など、施設の新規設置には相当の時間を要するものと考えられること、県内自治体の活用でも比較的短期間で

の処理が見込めることから、御提案したものでございます。

**問7** 多くの課題がある処理方法には金を注ぎ込み、最も安全と思われるベレット化を除外するのは理不尽だと思いが、除外理由についてどうか。

**〔答〕** 環境省の「農林業系廃棄物の処理加速化事業」では、補助対象となる事業については、処理の方法による制限はありませんが、自治体による早期の最終処分を促すことを目的とした事業であるため、最終処分を行わずに、保管のみを継続するための事業については補助対象にはならないものと伺っております。

**問8** 8,000ベクレル以下の汚染廃棄物についても、以前提案したベレット化レコンクリート建屋で管理すべきだが、他の処理方法との経費や財源の違いも含めてどうか。

**〔答〕** ベレット化については、廃棄物の減容化により保管しやすくなる利点がありますが、そもそも8,000ベクレル以下のものについては、通常の処理方法によっても安全に処理できるものではなく、保管を継続するものではなく、早期に適正な処分を行うべきと考えております。

具体的にどの程度の経費を要するかについては検討

しておりません。



## 測定結果の疑問について

**問1** 牧草1ロールから数か所抽出した測定結果は推定値として理解してよいか。また、推定値である以上、濃度の高いものが含まれる場合もあると判断してよいか。

**〔答〕** 国及び県が実施した放射能濃度の測定は指定廃棄物の申請の際に用いられる「汚染状況の調査方法」に準じて行ったものです。1つ々の調査単位の中では、汚染の状態は必ずしも均一とは限らず、濃度の高いものや低いものが含まれる可能性はありますが、無作為の10か所以上から採取した試料を混合し、測定しておりますので、測定結果は当該廃棄物の平均的な汚染状態を去しているものと考えております。

**問2** 未指定廃棄物を保管する市町村の数についてどうか。また、指定廃棄物の申請・解除は市町村が行うべき事務だが、廃棄物を県が保管している場合の対応はどうか。さらに、未指定廃棄物を混焼処理の対象とするのは誤りと思いませんか。

**〔答〕** 8,000ベクレルを超えていると思われるが

ら指定申請をしていなかった、いわゆる「未指定廃棄物」は、県内14市町で一時的に保管されています。

指定廃棄物となっていないものについては、その放射能濃度にかかわらず、法律上、通常の廃棄物として扱われることとされており、稲わらや牧草などの農林業系廃棄物は、一般廃棄物として市町村の責任で処理する必要があります。

県の処理方針案では、指定廃棄物以外で、8,000ベクレル以下であることが確認されたものを処理対象としたものでございます。

未指定廃棄物として、一時保管ハウスに保管されている汚染稲わらは、栗原市とともに保管場所の選定や調整を行い、住民説明会を開催したうえで、県がハウスを設置し、栗原市と共に管理をしています。このような経緯から、汚染稲わらの指定廃棄物申請については、栗原市が行うものと考えております。

**問3** 測定の結果8,000ベクレルを超えた廃棄物について、その取扱いはどうか。

〔答〕 県といたしましては、8,000ベクレルを超える廃棄物は、指定廃棄物とするように、市町村が申請していただくことが基本になるものと考えています。

**問4** 8,000ベクレル以下の指定廃棄物

の処理について、県は混焼処理とする考えなのか。また、国の方針はどうか。

〔答〕 国は、指定廃棄物の最終処分場を県内に設置する方針を変えておりませんが、昨年3月に開催した第9回市町村長会議において、8,000ベクレルを下回っている廃棄物は、通常の処理方法で安全に処理することが可能であることから、指定解除の仕組みも活用しつつ、自治体や一時保管者などと協議しながら、処理ができるものから順次進めるという考え方を示しております。

しかしながら、県内の指定廃棄物の処理については、今後、市町村長会議の場で改めて議論することとしております。

### 焼却してもセシウムは消えない

**問1** バグフィルターによりセシウムが99.9%捕獲できるとの科学的根拠についてどうか。また、安全性に疑問が呈されていることと、焼却炉の形式により汚染度が異なるとの指摘についてどうか。

〔答〕 焼却炉の形式により、捕獲率に関する専門家の見解が分かっていることについてどうか。

〔答〕 汚染廃棄物の焼却を行っている焼却施設において、バグフィルターの入口と出口における放射性セシ

ウム濃度を実際に測定したデータにより、焼却炉の形式によらず、放射性セシウムがおおむね99.9%以上除去されることが国により確認されております。

また「物質収支」と言われる手法により、バグフィルターによる放射性セシウムの除去率を検討した論文があることは承知しておりますが、国では、当該論文が発表された後も見解を変えておりませんので、県といたしましては、バグフィルターが極めて高い除去性能を有しているものと考えております。

**問2** 混焼時の主灰と飛灰の処理についてどうか。

〔答〕 混焼によって生じた主灰や飛灰は、通常の焼却灰と同様に、管理型最終処分場で埋立処分することになります。

最終処分場からの放射性セシウムの流出を防止するため、下部土壌層を設置した上で層状に埋立を行いますが、埋立終了後は上部に不透水層を設置するなどの措置を講じる必要があるものと考えておりますが、覆土の材質・厚さなどの具体的な埋立方法については、各

施設主体が判断することになります。主灰や飛灰からの放射性セシウムの溶出に基準値はありませんが、最終処分場からの放流水には基準値が定められており、1リットル当たりの放射性セシウム濃度の3か月間の平均値の限度は、セシウム134だけなら60ベクレル、セシウム137だけなら90ベクレルとされており、それぞれ60ベクレル、90ベクレルを分母とした割合の和が1を超えないように管理することとされております。

なお、施設によって状況が異なることから、安定化するまでの管理期間を予測することは難しいものと考えております。



**問3** 最終処分場における事故発生時の責任の帰属についてどうか。また、地域住民との安全協定に県は関与するののか。さらに、最終処分場閉鎖後の必要な管理期間についてどうか。

〔答〕 一般廃棄物最終処分場の管理責任は、施設設置者である市町村又は一部事務組合にあり、事故が発生した場合の責任については、基本的には同様と考えております。

なお、埋立終了後、安定



食物アレルギー勉強会

化するまでの管理期間についても、予測することは難しいものと考えております。

**問4** 濃度が混在している汚染廃棄物の焼却方法と、作業員の安全確保についてどうか。また、最終処分場に搬出する焼却灰の放射性物質濃度についてどうか。

〔答〕 県の提案で処理対象としている廃棄物を焼却する場合には、既に国と県で放射能濃度を測定し、調査単位ごとの平均的な濃度を把握しておりますので、これに基づいて安全性を確保しながら処理を進めていくことになるものと考えております。

今回の処理対象は8,000ベクレル以下のものとしており、加えて、実際の濃度はかなり低いものが多いので、仮

に、一部に濃度が高いものが混在していたとしても、作業員の安全性を確保していく上での影響は少ないものと考えております。

実際に混焼処理を行うことになった場合には、念のため、空間放射線量を測定するなど、具体的な作業手順について、他県での事例も参考にしながら示してまいりたいと考えております。

焼却灰中の放射性セシウム濃度については、実際にどの程度とするのかについては、現時点では決まっております。

**問5** 混焼した焼却炉やバグフィルターについて、汚染処理の責任と経費の負担方法、処理方法はどうか。

〔答〕 排ガスが冷却されることにより放射性セシウムは「ばいじん」と一緒に固

### 550万ベクレルまで安全値—環境省

**問1** 住民説明会で国が配布した資料において、許容される放射能濃度の値が余りにも大きく根拠も不明確だ。住民への具体的な説明が求められる中、数値の妥当性と安全性はどうか。

〔答〕 国が指定廃棄物の基準を設定した際の根拠となった「シナリオ評価」は、廃棄物処理の各工程において合理的に想定される被ばく経路を設定し、最も厳しいシナリオを用いて安全評価を行ったものと伺っております。

この評価においては、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルトを超えないようにすることなどを前提として、取り扱う廃棄物の放射能濃度の上限が検討されており、シナリオ評価の中



グラム当たり8,900ベクレルまで許容されること  
が示されており、

国では、こうした安全評  
価などを基に、「災害廃棄  
物安全評価検討会」での有  
識者による議論を経て設定  
したものであり、住民説明  
会で国が示した数値は妥当  
なものであると考えており  
ます。

**問2** 混焼による風  
評被害の想定と対策に  
ついてどうか。また、  
健康被害が生じた場合  
の責任の帰属について  
どうか。

**〔答〕** 今回の処理対象であ  
る8,000ベクレル以下  
の廃棄物は、通常の処理方  
法によって安全に処理でき  
るものです。健康被害  
が発生する可能性は極めて  
低いものと考えております  
が、風評被害は様々な要因  
で発生するものであり、予  
測することは難しいと考  
えております。  
風評被害をできる限り発  
生させないようにするため  
には、しっかりとモニタリ  
ングを行い、その結果を分

かりやすい形で公表するこ  
とにより、処理の安全性に  
ついて理解を深めていくこ  
とが重要と考えておりま  
す。

**堆肥化・すき込みの課題**

**問1** 堆肥化処分の  
指導方針を出してこな  
かった理由についてど  
うか。また、遅滞がな  
いよう、市町村と連携  
し今後の課題整理をす  
べきと思うがどうか。

**〔答〕** 堆肥の利用について  
は、施用後作物生育に影響  
を及ぼさず、農地土壌中の  
窒素等が過剰にならないよ  
うにすることが前提です。  
農林水産省に確認したと  
ころ「各作物ごとの栽培指  
針の施用基準等に基づき施  
用を行うように」との指導  
があり、また、暫定許容値  
設定のシミュレーションが  
10アール当たり年間2トン  
を目安として市町村担当者  
会議でお示ししたところで  
す。  
これは、通常の堆肥利用  
と大きく異なるものではな

く、市町村の判断で堆肥化  
処理に取り組むにあたり、  
堆肥の利用を適切かつ円滑  
に進めていただくために改  
めてお示ししたものであり  
ます。  
なお、堆肥化処理は、還  
元農地や利用先の確保が課  
題であり、これらの見直し  
を立てた上で取り組むこと  
について市町村と認識を共  
有し、処理を進めてまいり  
たいと考えております。

**特殊肥料、土壌改良  
材とし活用を**

**問1** すき込み処分  
による安全性の確認方  
法についてどうか。

**〔答〕** 農林水産省では、肥  
料、土壌改良資材、培土に  
関する暫定許容値の設定に  
当たっては、農地土壌の汚  
染を防ぎ、食品衛生法上問  
題のない農畜産物を生産す  
ることを前提に、基準をつ  
くりました。このため、1  
キログラム当たり400ベ  
クレルという基準を満たせ  
ば、その肥料等を長期施用  
し続けても、農地土壌の安  
全性は確保されると、確認  
されているものと考えてい  
ます。  
また、生産された農産物  
については、検査を行い、  
安全性を確認してまいりま  
す。

**非食品作物の生産や公  
共事業への活用を提案  
するがどうか。**

**〔答〕** 放射能濃度は時間の  
経過とともに低減し、半減  
期が約2年と短いセシウム  
134は急激に減少してい  
ます。

しかし、ある程度の期間  
が過ぎると半減期が約30年  
のセシウム137がほとん  
どを占め、長期にわたって  
保管を継続しても、放射能  
濃度が大きく低減すること  
はありません。  
堆肥利用については、農  
林水産省の通知に従い、暫  
定許容値1キログラム当  
たり400ベクレル以下に調  
製した堆肥を農地に還元施  
用することを基本に考えてお  
ります。

御提案のありました芝生  
等の非食品作物の生産や道  
路路面等公共事業での活用  
については、需要や利用条  
件等が整えば、利用の可能  
性はあるものと考えており  
ます。

**問3** 福島県鮫川村  
で発生した仮設焼却炉  
の爆発事故について、  
原因と、放射性物質の  
拡散状況及び対策はど  
うか。

**〔答〕** 平成25年8月に、環  
境省の仮設焼却施設で主灰  
コンベアが破損した事故に  
ついては、運転マニュアル  
に反し、焼却炉と主灰コン  
ベアの間を遮断するゲート  
を開けたまま運転したこと  
により、こぼれ落ちた主灰  
から発生した可燃性ガスが

閉鎖空間に滞留し、着火し  
たことが原因とされており  
ます。

この事故による敷地境界  
の空間放射線量率の上昇は  
見られず、作業員の被ばく  
もなかったとのことですが、

**問4** 「一つの自治体  
でも協力できないなら  
全員で立ち止まる」「コ  
ネ得は許さない」との  
知事発言は誰に向けた  
ものなのか、真意も含  
めどうか。また、発言  
は撤回すべきと思うが  
どうか。

**〔答〕** 早く処理しなければ  
ならないという各市町村長  
の思いは一緒でも、実際に  
処理を進めようということ  
になれば必ず批判を受ける  
ことが予想されましたの  
で、あの場面に集まった首長  
と私が一致団結して、痛み  
を分かち合いながら、皆で  
進めていきたいと思います  
ことを申し上げたつもりで  
ございますので、御理解願  
います。

特措法に基づいて講じら  
れる措置については、同法  
第44条により、放射性物質  
を放出した東京電力の負担  
の下で実施されることとさ  
れており、原発事故の原因  
企業である東京電力の責任  
がより明確にされたものと  
理解しております。

なお、これまで東京電力  
から、原発事故により県  
民が受けた被害に対して、

開鎖空間に滞留し、着火し  
たことが原因とされており  
ます。

この事故による敷地境界  
の空間放射線量率の上昇は  
見られず、作業員の被ばく  
もなかったとのことですが、

**問5** 処理費用につ  
いて、汚染者負担の原  
則が適用されない理由  
は何か。また、特措法  
の有無に拘わらず、東  
京電力に謝罪を求め、  
断罪すべきかどうか。

**〔答〕** 福島第一原子力発電  
所の事故によって放出され  
た放射性物質による環境の  
汚染に対処するため、平成  
23年8月、議員立法により  
放射性物質汚染対処特措法  
が制定され、国や自治体  
によって汚染廃棄物の処理や  
除染等の措置を行うことと  
されました。

特措法に基づいて講じら  
れる措置については、同法  
第44条により、放射性物質  
を放出した東京電力の負担  
の下で実施されることとさ  
れており、原発事故の原因  
企業である東京電力の責任  
がより明確にされたものと  
理解しております。

なお、これまで東京電力  
から、原発事故により県  
民が受けた被害に対して、

度々謝罪の意が表されてい  
るところですが、今後とも  
汚染の原因者としての立場  
を認識し、しっかりと責任  
を果たすよう求めてまいり  
ます。

**問6** 4つの処理方  
法に加えて、ベレット  
管理についても実証実  
験すべきと思うがどう  
か。

**〔答〕** ベレット化を行って  
保管を継続することにつ  
いては、先ほどもお答えいた  
しましたが、そもそも8,  
000ベクレル以下の廃棄  
物は、通常の処理方法に  
よって安全に処理できるも  
のです。早期に適正な  
処分を行うべきと考えてお  
ります。

したがって、県とし  
て実証実験を行う予定はご  
ざいませので、御理解を  
願います。



※以上が一般質問の要  
旨ですが、本質問に  
ついては、正確な記  
録が不充分なために  
掲載をしません。御  
了承ください。  
※私の議会発言につ  
いては宮城県議会の  
ホームページから見  
ることが出来ます。  
是非、御覧下さい。  
ホームページ [http://www.  
pref.miyagi.jp/site/  
kentokai/](http://www.pref.miyagi.jp/site/kentokai/)

**第11回 全国和牛能力共進会**  
「高めよう生産力 伝えよう和牛力  
明日(あした)へつなく和牛生産」  
【全国和牛能力共進会とは】  
全国和牛能力共進会(通称「全共」)は、5年に一度、全国  
から選抜された和牛がその優秀性を競い合う大会で、優秀な成  
績をおさめることが、ブランド価値向上につながることから、  
全国の和牛関係者の中では最も重要な大会とされています。  
この第11回大会が、平成29年秋、過去最大規模の517頭  
の出品で宮城県において開催されます。関係者が一丸となって、  
日本一を目指すとともに、多くの来場者に食、観光、物産、歴  
史文化などを幅広くPRし、東日本大震災の復興支援への感謝  
の気持ちを伝える大会とします。

主 催	公益社団法人全国和牛登録協会		
運営主体	第11回全国和牛能力共進会宮城県実行委員会		
開催期間	5日間<平成29年9月7日(木)~9月11日(月)>		
開催場所	種牛の部会場	仙台市「夢メッセみやぎ」	
	肉牛の部会場	仙台市「仙台市中央卸売市場食肉市場」	
出品頭数	「種牛の部」	334頭	(過去最大517頭)
	「肉牛の部」	183頭	
予想来場者	39万人		